個 人 情 報 保 護 取 扱 規 則

東京建築設計企業年金基金

個人情報保護取扱規則

東京建築設計企業年金基金（以下、「基金」という。）の個人情報にかかる取扱いについては、「個人情報保護管理規程」（以下、「管理規程」という。）の定めによるほか、個人情報保護の徹底を図るため、この規則の定めるところにより取扱うこととする。

（保有する個人情報）
第１条　基金が保有する個人情報は別表１のとおりとする。

（公表等）
第２条　管理規程第１６条で定める個人情報の取扱いについては別表２のとおりとする。

（システムの使用制限）
第３条　個人データ管理責任者は、システムの操作者を特定するため、ユーザーＩＤ及びパスワードによる個人認証を行い、不正使用等の防止を図るものとする。

（誓約書）
第４条　役職員は、管理規程第６条に基づき、様式第１号に定める「守秘義務に関する誓約書」を提出しなければならない。

（苦情等）
第５条　加入者等から個人情報の取扱いに関する苦情等があった場合は、苦情等の内容を調査、確認のうえ、個人データ管理責任者に報告しなければならない。
２　個人データ管理責任者は、加入員等からの個人情報の取扱いに関する苦情等が適切かつ迅速に処理されるよう必要な措置を講じるものとする。

（外部委託）
第６条　管理規程第３２条において、個人データに関する処理を外部委託する場合は、次の各号に定める事項を選択基準とする。
一　個人データの保管方法、保管場所が適切であること
二　個人データの漏えいや盗用を防止するための具体的な措置が講じられて

いること
三　個人データを取扱う従業者に対する教育、研修が行われていること
四　個人データの取扱いにつき、適正な監査を実施していること
五　個人データを取扱う事務を再委託するとき又は再々委託する場合においても、前各号の事項が遵守されていること

附　則

（施行期日）

第１条　この規則は、平成２９年７月２８日から施行し、平成２９年５月３０日から適用する。

（経過措置）

第２条 この規則の施行時に、基金に在籍する役職員は、第４条に規定する「守秘義務に関する誓約書」を提出しなければならない。

別表１

東京建築設計企業年金基金が保有する個人情報

個人情報の種類		個人情報の内容
加入者 年金受給 待期者	適用情報	事業所番号、加入者番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、標準給与月額、給与実績、賞与額、住所、中途脱退の状況、再加入の状況
	給付情報	退職一時金、選択一時金、遺族一時金、特例一時金
年金受給者	適用情報	事業所番号、加入者番号、基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、資格取得日、資格喪失日、標準給与月額、給与実績、賞与額、住所、中途脱退の状況、再加入の状況
	給付情報	年金証書番号、裁定状況、年金額、振込金融機関、口座番号、電話番号、退職一時金、選択一時金、遺族一時金、特例一時金
その他	福祉施設事業情報	各種福祉給付金の支給情報、保養所利用状況、文化教養教室受講状況、敬老講座等の参加状況、ＰＬＰセミナー受講状況
	事業主情報	氏名、生年月日、住所、電話番号
	要配慮個人情報（※）	障害給付金や遺族給付金の支給、あるいは給付制限を行うために必要となる、当該事象を確認するための情報

（※）要配慮個人情報を取得する場合には、原則としてあらかじめ本人の同意を得ることとするが、本目的を達成するための情報取得については、本人の同意を不要とする。

別表２

東京建築設計企業年金基金における個人情報の取扱いについて

事 項	内 容
個人情報取扱事業者の名称	東京建築設計企業年金基金
個人データの利用目的	・加入者の氏名・生年月日・性別・加入記録・報酬記録・加入者番号・基礎年金番号の管理 ・加入者に係る諸届の確認通知書の送付（※事業所宛） ・加入者証の送付（※再交付で本人から直接申請があったもの） ・基金編入時及び脱退時に係る加入者の同意書の管理 ・事業主及び事業主代理人の氏名等の管理 ・年金及び一時金受給者の給付管理 ・掛金増減計算書・内訳書の送付（※事業所宛） ・年金受給者の氏名、住所、年金額、振込先、年金証書番号等の管理 ・裁定通知書・額改定通知書の送付 ・年金証書の送付 ・支払予定通知書の送付 ・受給権者異動届用紙の送付 ・裁定請求者・待期者への「年金のご案内」の送付 ・年金・一時金見込額の回答 ・確定給付企業年金，確定拠出年金への移換 ・年金受給権者に係る住民登録調査 ・年金受給者への「受給者だより」の送付 ・東京建築設計企業型確定拠出年金に係る加入者関連データおよび掛金に関する取り纏めの他、企業型年金の実施に関して事業主が行うべき事務等の代行・支援 ・企業年金連合会及び自治体への生存に関する照会 ・退職給付債務計算のためのデータ提供
個人データの開示等の請求手続き ①申出先 ②提出時の記載事項	 ① 〒102-0073 千代田区九段北１－４－１VORT 九段下 brooks601 東京建築設計企業年金基金 ②開示内容、住所、氏名、電話番号

③本人確認のための添付書類 ④代理人による請求の場合 ⑤手数料	③加入者証又は年金証書の写し ④本人の委任状（署名・押印）、代理人の身分証明書（写し） ⑤無料
個人情報に関する苦情・相談窓口 ①面談 ②手紙 ③電話 ④ＦＡＸ ⑤電子メール ⑥面談及び電話による受付時間	 ① 当基金事務所 ② 〒101-0073 千代田区九段北１－４－１VORT 九段下 brooks601 東京建築設計企業年金基金 ③ ０３－５５７７－７９０５ ④ ０３－５５７７－２２０６ ⑤ kpf4271@themis.ocn.ne.jp ⑥ 午前９時００分～午後５時００分 （月曜日～金曜日）